

6月定例会の議案質疑の内容

6月定例会(6月5日から25日まで開催)では、市長提出議案14件を審議しました。質疑の主な内容は下記のとおりです。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

趣旨 災害援護資金の貸付利率、および災害援護資金の償還方法について改正を行うもの。

問 改正案第14条第2項に記載された据置期間経過後の利率について、延滞の場合を除き1%としているが、1%とした理由は。また、埼玉県下の利率の動向は。

答 災害援護資金については東日本大震災時に特例措置がとられ、その時の利率が1.5%であったため参考とした。また、県内他市の状況も踏まえ当市としては、1%が妥当であると判断したため。埼玉県下の状況は、全63市町村中、53団体が利率の見直しを実施、または実施する予定となっている。市と同様に保証人を立てない場合、1%とするところが23団体、1.5%とするところが14団体である。

介護保険条例の一部改正

趣旨 消費税率引上げによる低所得者の介護保険料軽減強化に伴い、住民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階の第1号被保険者の介護保険料について改正を行うもの。

問 公費負担割合が国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1とされているが、令和2年度以降における市の持ち出し分は、どのくらいになると予想されるか。

工場誘致条例の一部改正

趣旨 産業経済の振興と雇用の拡大を図るため、一定の条件のもとで特定の施設を補助対象として追加するもの。

問 市長が特に認める施設とはどのようなものか。また、奨励金Aとはどのような内容のものか。

答 具体的には秩父セメント跡地の腰田堀西側1・5ヘクタールが対象となり、立地条件を生かしたレクリエーション施設や宿泊施設等の誘致に力を入れたい。奨励金Aとは工場等に固定資産税相当額を3年間交付するもの。一旦、固定資産税を納付していただき、その後補助金として交付する。

下水道事業審議会条例

趣旨 下水道事業の円滑な運営を図るため、下水道事業に関する重要な事項の決定について、市長の諮問機関として審議を行うため条例の制定をするもの。

問 諮問の内容は。

答 下水道事業基本計画、下水道使用料、その他重要な事項について諮問する。

問 委員については知識経験者、公共的団体等の代表者、公募による市民とあるが、割合は。

答 現在検討中であり、下水道事業と関連のある秩父広域市町村圏組合の下水道事業経営審議会を参考にしながら選定していきたい。

一般会計補正予算(第2回)

問 町会・コミュニティ事業、集会所等建設事業補助金とあるが、対象の集会場は。

答 対象集会場は、中山田町会4区公会堂。内部改修工事として121万円と、今後の緊急工事対応分の50万円を合わせて171万円計上したものの。

問 障害者自立支援事業の児童発達支援事業等施設整備補助金について、この施設整備計画の内容は。

答 完成予定が令和2年4月であり、建物は鉄骨2階建て、1階部分が11115.26㎡、2階部分が9336.75㎡、延べ2052.01㎡、敷地面積は2680.02㎡である。1階には高齢者デイサービス事業所、障がい者生活介護事業所、2階には放課後デイサービス事業所、児童発達支援事業所が設けられる計画である。

問 小学校施設維持管理事業について、秩父第一小学校校舎トイレ改修工事とあるが、財源内訳としては、全額が国の補正予算として措置されるのか。

答 工事の財源内訳については、国の補助金である学校施



の様子(本庁舎4階)



設環境改善交付金が2136万3千円、合併特例債が7190万円、一般財源が383万7千円となっている。

問 子ども子育て支援法による幼保無償化では、認可外保育施設に通園している3歳から5歳児で、専業主婦家庭である場合は、国や県からの支援対象にならない制度設計になっていると理解しているがそのような理解でよいか。また、支援の対象から外れてしまう子どもたちに対して、市独自の支援を行う考えはあるか。

答 認可外保育施設は所在する自治体に施設から届出をしてもいい、その施設が給付対象であるかどうかを所在自治体が判断する。施設が給付対象と判断されれば、それに基づいて居住自治体で、個人あての給付について再度検討をすることとなる。市内で通常の認可でない施設は4施設ほどあるが、市外のものについては把握していない。想定されている国の制度を超える市の独自支援については現在検討していない。

問 市外の認可外保育施設に通園している子どもたちの実態については、市としては把握していないということ良かったのか。

答 正確な調査の対象ではないので把握していない。

工事請負契約の締結

問 FF暖房機とはどのようなものか。

答 FF暖房機とは、燃焼用の空気を室外から強制的に取り入れ、発生した熱は送風ファンで室内へ送り出し、排気は給排気口を通して室外へ出されるため、灯油の燃焼に伴う室内の結露の心配がなく、使用時も定期的な換気が必要がないため、換気による室温の低下がなく、安全性、快適性、経済性に優れた暖房機である。

問 内部改修における木質化の内容は、秩父産木材使用率は。

答 教室内、廊下、階段の腰壁および生徒昇降口の壁部分の木質化を予定している。秩父産の木材使用率については100%である。ただし、木材の調達状況によっては一部使用できない場合も想定される。

問 改修後のトイレ洋式化率は。

答 すべてのトイレを洋式化するので、100%洋式化となる。

請願・陳情の提出方法

請願は住民の基本的権利であり、官公署または議会等に対していろいろな希望を提出することができます。また、請願をしたためにいかなる差別的待遇も受けないことが憲法で認められています。

請願・陳情を市議会へ提出する場合は、下記の様式で作成し、議会事務局へご持参ください。

※郵送の場合は要望書としての取扱いとなります。

1. 請願・陳情の件名
(「〇〇に関する請願」または「〇〇に関する陳情」)
2. 要旨・理由
(内容は簡単明瞭に)
3. 請願・陳情者の住所、氏名および押印
(多人数で請願・陳情する場合は、必ず代表者を決めてください。)
4. 請願は1人以上の議員の紹介が必要です。紹介議員の署名または記名押印を受けてください。陳情書も様式は請願書と同じですが、紹介議員は必要ありません。
5. 請願・陳情の提出はいつでも受け付けますが、当該市議会定例会にかかるものは、事務処理の都合上、市議会定例会の招集初日の正午までに提出をお願いします。
6. 請願書・陳情書の様式は、A4判縦、横書きでお願いします。
7. 詳しくは議会事務局へお問い合わせください。

表紙

請願書

紹介議員

氏名 ㊟
(署名または記名押印)

文例

〇〇に関する請願

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

趣旨

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

説明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

上記請願します。

令和〇年〇月〇日
請願者(代表者)住所
氏名 ㊟

秩父市議会
議長 〇〇〇〇 様

請願者が多数数の場合

〇〇に関する請願者名簿

住所	氏名	印



6月定例会本会議

